

農林水産省協同組合等検査規程の一部改正について

令和元年5月

大臣官房検査・監察部調整・監察課

1. 現行規程の概要

諸法令に基づき農林水産省が関係団体に対して実施する立入検査については、農林水産省協同組合等検査規程（平成23年農林水産省訓令第20号）に、検査の根拠条文を列記した上で、具体的な検査方法等を定めているところ。

2. 改正の概要

- (1) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号。以下「法」という。）の施行に伴い、検査の根拠条文を改める。（第1条第10号）
- (2) 商品先物取引業者等の一部の検査対象者のみに交付する検査通告書の様式を商品先物取引検査実施要項（平成23年9月1日付け23検査第2号）において定めることとし、本規程から削除する。（別記様式第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号）

2. 施行時期

令和元年5月24日から施行する。ただし、第1条に係る改正規定は、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。